

平成 30 年 2 月 26 日

精華町長 木村 要 様

精華町都市計画審議会
会長 吉川 和広

相楽都市計画の変更について（答申）

平成 30 年 2 月 23 日付けで諮問のあった件について、次のとおり答申する。

記

諮問第 1 号 相楽都市計画 用途地域の変更（案）について

諮問第 2 号 相楽都市計画 高度地区の変更（案）について

諮問第 3 号 相楽都市計画 防火地域及び準防火地域の変更（案）について

諮問第 4 号 相楽都市計画 特別用途地区の変更（案）について

諮問第 5 号 相楽都市計画 地区計画（光台地区）の変更（案）について

上記の都市計画の変更については、原案のとおり同意する。